

事業名	文化財保存事業・文化財管理事業																												
事業内容 (目的・概要)	文化財保護法に基づき、国が指定した文化財について保護するための事業に要する経費の一部を助成する。																												
事業主体	市町、所有者																												
採択要件	国指定文化財を保護するための事業で、市町及び所有者が行う事業																												
補助率、融資額、 その他の財源措置の内容	<p>(1)国指定文化財保存修理、環境整備、保存施設設置、防災施設設置等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>国 (A)</th> <th>県 (B)</th> <th>市町 (C)</th> <th>所有者 (D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 町</td> <td>50% 65% (過疎地、建造物・美術工芸)</td> <td>-</td> <td>50% 35% (過疎地、建造物・美術工芸)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>所有者</td> <td>50~85%</td> <td>(対象事業費 - A) × 1/3 以内</td> <td>(対象事業費 - A - B) × 1/2 以内</td> <td>対象事業費 - A - B - C</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)文化財管理事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>国 (A)</th> <th>県 (B)</th> <th>市町 (C)</th> <th>所有者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有者</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table>				事業者	国 (A)	県 (B)	市町 (C)	所有者 (D)	市 町	50% 65% (過疎地、建造物・美術工芸)	-	50% 35% (過疎地、建造物・美術工芸)	-	所有者	50~85%	(対象事業費 - A) × 1/3 以内	(対象事業費 - A - B) × 1/2 以内	対象事業費 - A - B - C	事業者	国 (A)	県 (B)	市町 (C)	所有者	所有者	1/4	1/4	1/4	1/4
事業者	国 (A)	県 (B)	市町 (C)	所有者 (D)																									
市 町	50% 65% (過疎地、建造物・美術工芸)	-	50% 35% (過疎地、建造物・美術工芸)	-																									
所有者	50~85%	(対象事業費 - A) × 1/3 以内	(対象事業費 - A - B) × 1/2 以内	対象事業費 - A - B - C																									
事業者	国 (A)	県 (B)	市町 (C)	所有者																									
所有者	1/4	1/4	1/4	1/4																									
制度創設年度	昭和 23 年																												
関係省庁名	文化庁																												
最近の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 6 年度実績</li> <li>国指定文化財 46 事業について保存修理、維持管理等を行った。</li> </ul>																												
問合せ先	教育委員会事務局管理部文化財課																												
	Tel	082-513-5021	e-mail	bunka@pref.hiroshima.lg.jp																									